

令和5年度下半期 サロン運営整備助成金の申請について

1. 助成要件について ※新型コロナ特例はありません

助 成 要 件	
目 的	○地域での孤立・閉じこもりの防止、健康・生きがいつくり、地域住民との交流や仲間づくり等を目的とし、 営利、宗教・政治活動を目的としない （その区別がつかない場合は不可） ※社会福祉施設等が、職員配置要件等本来事業を損なわない限りで実施するものは可
活動内容	○ いつでも誰でも気軽に参加できるような交流の場があること ※原則として特定のプログラムのみへの参加が条件の同好会・サークル・グループは不可 ※開催次回の半分（おおむね45分）は、交流時間をもうけること
実施主体	○地域住民団体やボランティア団体、NPO法人等、この事業に理解と熱意のある団体であること
実施場所 （会場）	○ 一定の場所 で定期的を開催するもの ※毎回会場が異なる場合は不可
開催頻度	○ 月2回以上 又は 月4回以上 開催していること ※3年以上の継続実施が見込まれるもの
開催時間	○1回の開催時間が、原則 1時間30分以上 であること
対象者	○名古屋市在住の高齢者、障がい者、子育て中の親子等を中心に、地域住民の誰もが参加できる。また、 新たな参加者を拒まないこと ※自治会や協同組合、社会福祉施設、民間企業等が実施主体の場合、特定の参加者に偏らないこと
参加人数	○参加人数（利用者）が 小規模型： 5人以上 中規模型： 15人以上 （65歳以上の人数） 大規模型： 25人以上 （65歳以上の人数） ※子育てサロンの場合は親子の実人数とする
参加費	○有料の場合、材料実費程度までである。 ※原則1,000円以下
開設日	○半期の途中からサロンを開設する場合も、申請可
助成申請	○名古屋市が行う他の助成・補助事業を受けていない
添付書類	○各回の参加者数、月ごとの実施回数分かるもの（受付名簿など） ※名簿は 氏名・性別・年齢 がわかるものを作成 ○サロンの概要がわかるもの（チラシ、パンフレット、広報紙など）
助成件数	○予算管理上、市社協が全市の応募件数を確認した上で、実施回数、参加人数、実施期間に基づき順位を決する場合があります
助成金の 使途	○物品購入費や講師代、会場費等サロンの運営にかかる経費。食事代や利用者に実費負担していただく経費を除いたもの ○経費（収入・収支）については帳簿等で管理してください

そのほか：大雨、暴風など天候等により、運営者が参加者の安全を確保できないと判断した場合についてその旨を実施報告書に記載することで、その分を控除して申請可

2. 助成金額について

区分	小規模型		中規模型		大規模型	
参加人数	毎回 5 人以上		(65 歳以上の方) 毎回 15 人以上		(65 歳以上の方) 毎回 25 人以上	
実施回数	月 2 回以上	月 4 回以上	月 2 回以上	月 4 回以上	月 2 回以上	月 4 回以上
月額	2,000 円	4,000 円	6,000 円	12,000 円	10,000 円	20,000 円
1 回あたり金額	1,000 円	1,000 円	3,000 円	3,000 円	5,000 円	5,000 円

<助成要件>

■助成金額は、いずれかの区分で 6 ヶ月単位での申請。

※月ごとに異なる区分での申請不可

■原則、6 ヶ月中 5 ヶ月分は助成要件を満たしていることが必須です

※なお、5 ヶ月中 1 ヶ月分については、要件を満たせなかった場合であっても、助成要件を満たす回数に応じた 1 回あたりの金額で申請が可能

※半期中より開設したサロンは開設日からの申請が可能

例) 小規模で月 4 回開催しているサロンが、1 月は 2 回しか開催できなかった場合
「4,000 円 (月額) × 5 ヶ月分」 + 「1,000 円 (1 回あたりの金額) × 1 月の 2 回分」
= 22,000 円 (申請額)

<そのほか>

■高温、大雨、暴風等の天候により、運営者が参加者の安全を確保できないと判断しサロン開始前に中止にした場合、その旨を実績報告書に記載することで、その分を控除して申請することができます

<新型コロナ特例>

■新型コロナ特例は、令和 5 年度上半期分(4 月～10 月)をもって終了いたしました

3. 提出書類

- 運営整備助成金交付申請書【第 2 号様式】
- 運営助成金実績報告書【第 4 号様式の 2】
- 各回の参加者数が見えるもの (受付名簿など)
- 参加者の氏名・性別・年齢が見えるもの (参加者名簿、受付名簿など)
- サロン概要が見えるもの (チラシ、広報誌など)

4. 提出期限

令和 6 年 4 月 4 日 (木) まで

